

## 12~13年における緊縮財政措置の概要

(単位:億ユーロ)

	発表/実施時期	措置(国・自治州・市町村・社会保障基金に影響)		財政効果	
		12年 赤字目標GDP比5.3%	13年 赤字目標GDP比3.0%	12年	13年
歳入確保	前政権時の決定措置	●資産税(自治州の歳入)の復活(11、12年)		5.6	
	暫定予算(11年12月末)	●個人所得税の引き上げ(12、13年) 勤労所得0.75~7ポイント、キャピタルゲイン2~6ポイント引き上げ ●大企業の法人税納付前倒し措置継続(11~13年) ●固定資産税(市町村の歳入)の引き上げ(12、13年) 税額を4~10%引き上げ		41.0	10.0
	国家予算	●大企業への法人税控除を制限(主に12、13年) 12、13年の時限的措置:投資税額控除の適用限度額を10ポイント引き下げ[25%(臨時所得の再投資の場合含む)、R&D・技術革新投資については50%]／のれん(対国外企業買収の場合含む)の償却ベースを5%から1%に制限 12年のみの時限的措置:国外の資産譲渡からのキャピタルゲイン・配当金送金のうち法人税の課税対象外の所得に8%課税 無期限の措置:グループ内金融費用控除額を営業利益(EBITDA)の30%に制限／自由償却の廃止		25.0	n.d.
	本予算案(11年3月末)	●個人所得税の引き上げ(12、13年) 勤労所得0.75~7ポイント、キャピタルゲイン2~6ポイント引き上げ		9.0	n.d.
	本予算案(11年3月末)	●大企業への法人税控除を制限(主に12、13年) 12、13年の時限的措置:投資税額控除の適用限度額を10ポイント引き下げ[25%(臨時所得の再投資の場合含む)、R&D・技術革新投資については50%]／のれん(対国外企業買収の場合含む)の償却ベースを5%から1%に制限 12年のみの時限的措置:国外の資産譲渡からのキャピタルゲイン・配当金送金のうち法人税の課税対象外の所得に8%課税 無期限の措置:グループ内金融費用控除額を営業利益(EBITDA)の30%に制限／自由償却の廃止		28.0	n.d.
	本予算案(11年3月末)	●個人所得税の引き上げ(12、13年) 勤労所得0.75~7ポイント、キャピタルゲイン2~6ポイント引き上げ		25.0	
	本予算案(11年3月末)	●脱税防止・摘発の強化(草案段階) 企業・個人事業主が関与する現金取引の限度額を2,500ユーロ未満に規制[非居住外国人(観光客など)については、上限を1万5,000ユーロに拡大。違反の場合は取引額の25%相当の罰金]／全納税者に対し、海外保有の金融資産・口座に関する情報提示を義務付け／徵税機能・プロセス全般の強化		n.d.	n.d.
	本予算案(11年3月末)	●たばこ税・その他料金の引き上げ		3.6	
	国家予算	●社会保険料の徴収強化(12、13年) 地下労働・不正受給摘発法(草案段階)		19.0	n.d.
	地方予算	●州独自の租税引き上げ・導入 (発電所への環境税導入、ガソリン小売税引き上げ、廃棄物処理料金引き上げ、商業・製造施設の活動に関する検査強化、諸料金・罰金の引き上げなど)		35.0	n.d.
歳入増合計				191.2	90.0
財政改革	前政権時の決定措置	●財政安定基本法(12年5月に施行)←11年9月に実施された憲法135条改正の適用法 国、自治州、市町村、および公営企業に財政規律を義務付け 20年までに構造的財政収支と政府債務残高比率をそれぞれGDP比0.4%、安定成長協定の60%に抑制／歳出増額はGDP成長率を上回ってはならない／自治州は歳出入状況を毎月政府に報告義務、赤字目標非達成のリスクがある場合、政府は対策を指示／財政規律メカニズムを講じたうえで赤字目標が順守されない恐れがある場合、自治州への介入や自治体の解体を通じた強制的な緊縮財政措置が可能／12年は各自治州と市町村は、経済財政均衡計画(一般開示)を政府に提出、自治州税制財政委員会(CPFF)と全国地方自治体委員会(CNAL)で審議・承認			
地方財政	特別措置(12年2月)	●地方自治体の滞納債務一括支払いプログラム 自治州・市町村が取引企業に対して抱える滞納債務をスペイン金融公庫(ICO)が立て替え返済、企業は民間金融機関を通じて受領する仕組み。12年中に総額350億ユーロ規模の一括返済を予定。 ●自治州債の発行・借り換え融資枠(100億~150億ユーロ規模) 自治州政府は、財政規律の厳守と引き替えに、ICOから自治州債コストの借り入れが可能。			
歳出削減	本予算案(11年3月末)+追加措置	●司法支出の削減 裁判手続きの効率化／料金改正による司法濫用の抑制／裁判外解決の推進		1.3	
		●介護保険支出の削減(12年予算案で予定していた2億8,000万ユーロの削減を拡大、13年にも適用) 利用者の一部負担拡大／軽度の要支援者への介護保険適用を一時停止(14年から再開)、など		6.1	3.9
		●国と重複する自治州・県・市町村機関の撤廃 特に州ごとの公正取引委、オンブズマン、統計局、会計検査院の一元化、自治州別の投資促進機関の海外事務所の廃止(スペイン貿易庁(ICEX)への一本化)も検討		1.0	1.5
		●市町村の公共サービス合理化 全国8,117の市町村統合合併／県単位での公共サービスの一元化／過剰権限の剥奪		35.0	
		●資本移転を削減 インフラやR&D投資のための融資などが対象		50.7	
		●流動資産購入の削減		3.0	
地方予算	追加措置(12年4月末)	●自治州の最大歳出項目である医療・教育支出にメス→12年5月に各州経済財政均衡計画でも具体化 医療:薬剤費用に一部負担金(所得に応じて4~6割)／薬価改革(調達額引き下げ、後発医薬品の使用促進など)／外国人(EU域内外外国人の医療ソーリズムへの費用請求、域外不法居住就労者への治療を最低限に制限)／全自治州の医薬品購入を一元化／自治州間の医療・介護サービス効率化／医療従事者の効率・効果的流動化や給与カット、など 教育:大学の授業料を最大50%引き上げ／大学機関にも予算安定法を適用し順守しない場合は罰則／小中高の1クラス当たり児童生徒数を20%増やす、など		49.3	62.7
地方財政	追加措置(12年夏目途)	●自治州債の一元化 財政リスクの異なる各州別の公債発行から、政府保証付きの統一自治州債への切り替え			
行政・年金改革	今後承認(12年4月末)	●市町村～2,700地方自治体の緊縮財政計画		15.9	
	今後実施(12年4月末)	●自治州・市町村の公営企業(団体)の統廃合 全体で20%減らす		n.d.	n.d.
	今後実施(12年4月末)	●年金前倒し受給年齢の引き上げ 年金コストの削減		3.0	
歳出減合計				111.4	196.0

(注)財政効果は、「財政安定プログラム」の記載どおり。

(出所)首相府「財政安定プログラム」、その他資料を基に作成